

物品等の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

また、この公告による調達は、予定価格の事前公表を行うものです。

平成22年4月2日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県土木事務管理システム機器等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

奈良県土木事務管理システム機器等 一式

3 借入期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 納入場所

奈良市登大路町30番地 奈良県土木部企画管理室

5 入札方法

- (1) 入札は、総合評価一般競争入札で行います。入札者は、総合評価のための提案書（以下「提案書」といいます。）及び入札書を別途指定する日までに提出してください。必要書類の種類、部数等については、入札説明書によります。
- (2) 入札は、1か月当たりの借入金額（借入物品の搬入、設置、調整及びこれらに付随する作業に要する経費、操作等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することが

できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績がある者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

第3 入札書の提出場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、提案書及び入札書の提出場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県土木部企画管理室予算経理係（県庁分庁舎6階）

電話番号 0742-27-7485（ダイヤルイン）

- 2 入札説明書の交付期間

平成22年4月2日（金）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

- 3 入札説明会の日時及び場所

平成22年4月7日（水） 午後2時

奈良県庁第1会議室（県庁主棟5階）

4 入札の日時及び場所

平成22年5月12日（水） 午前9時

奈良県庁第50会議室（県庁分庁舎5階）

5 提案書の提出

入札書を直接持参するか郵便により提出するかにかかわらず、入札書と同時に提出してください。

6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、入札説明書に示すとおり、入札書を封筒に入れ、「奈良県土木事務管理システム機器等の借入に係る入札書在中」と朱書して、直接提出する場合と同様に封印等の処理をした上、提案書とともに別の封筒に同封し、その表面に「奈良県土木事務管理システム機器等の借入に係る入札書及び提案書在中」と朱書して、書留郵便とした上、平成22年5月11日までに第3の1に示す場所に到着するようにしてください。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

契約の相手方は、1か月当たりの借入金額に借入期間を乗じて得た金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

4 入札者に要求される事項

- (1) この総合評価一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、奈良県土木事務管理システム機器等の借入に係る競争入札参加資格申請書（以下「参加資格申請書」といいます。）を平成22年4月16日の午後5時までに第3の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

- (2) 参加資格申請書に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の提案書を作成し、入札書と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (5) 入札者は、その提出した提案書及び入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、別記落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術点及び価格点を合計した総合点が最も高い者を落札者とします。

なお、総合点の最も高い者が2者以上ある場合において、入札者それぞれの技術点及び価格点が異なるときは技術点が高い者を落札者とし、入札者それぞれの技術点及び価格点が同じときは当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す入札参加資格申請の手続が必要です。）

10 予定価格

4, 166, 000円（1か月当たりの借入金額であって、消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）

11 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be procured: Civil Engineering Work Management System for Nara Prefectural Government
- 2 Time limit for tender by hand: May 12, 2010 9:00AM
- 3 Time limit for tender by mail: May 11, 2010
- 4 Contact point for the notice: Planning and Management Office of Civil Engineering Department [6th floor, Branch Building, Nara prefectural Government Office]

30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan

TEL 0742-27-7485

別記

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、3,000点満点とし、その得点配分は、技術点を2,000点、価格点を1,000点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとします。

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、次のとおり分類し、及び配点します。

	提案を求める評価項目	項目加重点	項目評価点
機能	工事管理機能	15	0～10
	業者管理機能	10	0～10
	用地管理機能	10	0～10

要件	データ抽出機能	1 5	0 ～ 1 0
	他システム連携機能	5	0 ～ 1 0
	その他の機能	5	0 ～ 1 0
非機能要件	ハードウェア要件／ソフトウェア要件	1 0	0 ～ 1 0
	信頼性要件	1 0	0 ～ 1 0
	セキュリティ要件	1 0	0 ～ 1 0
	性能要件	1 0	0 ～ 1 0
	クライアント端末条件	5	0 ～ 1 0
	操作性要件	1 0	0 ～ 1 0
	運用要件	1 0	0 ～ 1 0
システム構築	システム構築に当たっての方針	1 5	0 ～ 1 0
	類似業務実績	1 0	0 ～ 1 0
	構築スケジュール	1 5	0 ～ 1 0
	次期システムへの引き継ぎ	5	0 ～ 1 0
	マニュアル作成及び年次研修	5	0 ～ 1 0

保守要件	システム保守業務の内容	15	0～10
	保守における体制と本県との役割分担	5	0～10
	システム改修時の単価	5	0～10

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに絶対評価で評価を行います。

ア 項目加重点

提案を求める評価項目ごとの重要度に応じて、(1)の表に定めるところに従い、5点、10点又は15点で評価します。

イ 項目評価点

- (ア) 提案を求める各評価項目ごとに0点から10点までの11段階で評価します。
- (イ) 提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書に規定する必須の機能要件について対応できない旨の記載がある場合には「0点」とします。

ウ 技術点の計算

技術点の計算は、次の算式で行います。

- (ア) 項目技術点＝項目加重点×項目評価点
- (イ) 技術点＝各項目技術点の合計

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点＝1,000×{1－(1.05×入札金額)／予定価格}

4 失格基準

技術点が1,000点未満の場合には落札者としません。